

平成25年4月1日  
株式会社 中国銀行

## 公共債規定、投資信託約款の改定について

今般、平成25年4月1日(月)より改正犯罪収益移転防止法が施行されたことにともない、公共債の規定および投資信託の約款を改定いたしました。

以下、概要をお知らせいたします。

### 1. 改定内容

公共債および投資信託の口座開設の際に、従来の本人確認から取引時確認を行わせていただくことに改定しました。

取引時確認の際には、従来のご本人さまの確認に加えて、(1)「お取引の目的」、(2)「ご職業」(個人)、「事業の内容」(法人)、(3)「実質的支配者(注)の氏名・住所・生年月日」の確認事項の確認を行わせていただきます。

(注): 株式会社など「議決権」が25%を超えるすべての方  
(議決権が50%を超える場合には、その方のみ)

### 2. お客さまへのお願い

(1) 平成25年4月1日以降に公共債および投資信託の口座を開設されるお客さまにつきましては、今回追加される確認事項の確認が必要となります。

(2) 平成25年3月31日までに公共債および投資信託の口座を開設いただいているお客さまにつきましては、今回追加される確認事項の確認は必要ございません。

(3) 上記以外にも必要に応じて確認させていただくことがあります。

以上